

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条第3項の規定に基づき水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定めるさいたま市水道事業(以下「水道事業」という。)の用に供する行政財産を使用させる場合に徴収する使用料に関する事項その他行政財産の使用の許可等について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の範囲)

第2条 行政財産の使用の許可(以下「使用許可」という。)をする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 職員又は行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。
- (2) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に使用させるとき。
- (3) 行政財産を運送事業、電気事業、ガス事業、通信事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 災害その他の緊急事態の発生により、市民の安全確保のため応急的な対応として使用させるとき。
- (5) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体(第8条第1項第1号において「国等」という。)の事務遂行上使用させることが特に必要と認められるとき。
- (6) 水道事業の執行を補完し、又は代行する団体が事務室として利用するとき。
- (7) 当該行政財産に隣接する土地の所有者等がその土地を利用するため、当該行政財産を使用させることがやむを得ないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が特にやむを得ないと認めるとき。

(一部改正〔平成26年水企規程2号〕)

(使用許可の申請)

第3条 使用許可を受けようとする者は、行政財産目的外使用許可申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

(使用許可の決定等)

第4条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、使用を許可するか否かについて決定しなければならない。

2 前項の規定により、使用を許可することと決定したときは許可書を申請者に交付し、使用を許可しないことと決定したときはその旨を申請者に文書で通知しなければならない。

(使用許可の期間)

第5条 使用許可の期間(以下「使用期間」という。)は、1年以内とする。ただし、次に掲げるものについては、使用期間を5年以内とすることができる。

- (1) 電柱、ガス管その他これらに類する施設
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるもの

2 使用期間は、これを更新することができる。

3 前項の規定により使用期間の更新を受けようとする者は、当該使用期間の満了の日の30日前までに、当該更新に係る申請書を管理者に提出しなければならない。

(一部改正〔平成26年水企規程2号〕)

(使用料)

第6条 使用料は、別表に定めるところによる。

(使用料の納付)

第7条 使用許可を受けた者は、管理者が指定する日までにその使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 第2条第1号の規定により設置する厚生施設における販売価格等について、利用者の負担を軽減する措置を講じているとき。
- (3) 第2条第2号、第4号又は第6号に該当するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、特別な事由があると認められるとき。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産目的外使用料減免申請書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

3 使用料の減額又は免除は、前項の規定による申請の都度管理者が決定する。

(一部改正〔平成26年水企規程2号〕)

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため使用許可を取り消したとき。
- (2) 使用許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、行政財産を使用することができないとき。

(光熱水費等の負担)

第10条 使用許可に係る使用に伴う光熱水費等及び使用財産について維持保存、改良その他の行為をするために支出する経費は、全て使用者の負担とする。ただし、第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は、市が負担することができる。

2 使用者は、使用期間が満了した場合又は使用許可を取り消された場合において、当該使用財産に投じた修繕費等の必要費、改良費等の有益費及びその他の費用があっても、これを管理者に請求することはできないものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成26年水企規程2号〕)

(使用許可の取消し)

- 第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。
- (1) 市又は国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
 - (2) 使用許可の条件に違反する行為があると認めるとき。
- (使用許可簿)
- 第12条 管理者は、行政財産使用許可簿(様式第3号)を作成し、保管しなければならない。
- (行政財産の貸付け等)
- 第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項から第4項までの規定により行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合は、さいたま市財産規則(平成13年さいたま市規則第68号)第29条の規定の例による。
- (委任)
- 第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に使用許可の申請をしている者は第3条の規定による申請をした者と、現に使用許可を受けている者は第4条第2項の規定による許可を受けた者とみなす。
- 3 第6条から第9条までの規定は、この規程の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月1日水企規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後のさいたま市水道局行政財産の使用許可等に関する規程別表の規定は、この規程の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月10日水企規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後のさいたま市水道局行政財産の使用許可等に関する規程別表の規定は、この規程の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日水企規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

別表(第6条関係)

(一部改正 [平成26年水企規程2号・31年9号])

種類	使用区分	単位	使用料
土地	1 建物若しくは工作物の敷地又は材料置場等として使用させる場合	月額	当該土地の適正な価格に1000分の3.5を乗じて得た額(当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に100分の110を乗じて得た額)
	2 電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類するものの用地として使用させる場合	月額又は年額	さいたま市道路占用料徴収条例(平成13年さいたま市条例第259号)別表に定める額に相当する額(当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に100分の110を乗じて得た額)
	3 前2号に掲げるもの以外の用途に使用させる場合	月額	類似のものの使用料を勘案して管理者が別に定める額
建物	1 建物の全部を使用させる場合	月額	次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額 ア 当該建物の適正な価格に1000分の6を乗じて得た額 イ 当該建物の敷地の使用料に相当する額(当該建物の敷地が借地の場合は借地料に相当する額)
	2 建物の一部を使用させる場合		当該建物の全部を使用させる場合の使用料に相当する額に当該建物の延面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
工作物		月額	当該工作物の種類に応じ、管理者が別に定める額

備考

- 1 土地、建物又は工作物を使用させる場合で、その期間が1月又は1年に満たない端数があるときは、日割をもって計算する。
- 2 土地及び建物でその面積に1平方メートルに満たない端数がある場合は、その端数は切り上げる。
- 3 使用の許可を更新する場合で、この表により算定した額が、従前の使用料の1.05倍を超えるときは、従前の使用料に相当する額に1.05倍した額をもって更新後の使用料とする。

様式 略